

議案第 8 号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 1 1 月 2 8 日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年佐倉市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表中「100分の212.5」を「100分の222.5」に、「100分の145.05」を「100分の151.85」に、「100分の95.15」を「100分の98.15」に改める。

第2条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表中「100分の222.5」を「100分の217.5」に、「100分の151.85」を「100分の148.45」に、「100分の98.15」を「100分の96.65」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「議員報酬条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 第1条の規定による改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の議員報酬条例の規定に基づいて支給された期末手当は、同条の規定による改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の

内払とみなす。